時事新報

第二千八百三十八號
明治廿三年十一月十四日金曜日 (己亥)
舊曆庚寅十月三日
日出午前六時十七分 日入午後四時三十四分
月出午前七時四十五分 月入午後九時四十九分
滿潮午前六時零八分 午後六時二十五分
(西曆一千八百九十年)

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

大坂商品陳列所の開場

道路を開き橋梁を架し蒸氣船車を通じて貨物運輸の便を助け、郵便電信を盛んにして通信を容易にし、各種の銀行を設置して取引を自由にするが如きは何れも商業を繁昌ならしむる所以の要具にして又この要具を利用する方法甚だ少なからず內外各種の商品見本を一堂の內に陳列して之に詳細なる說明を附し以て當業者をして一目の下に各國需用品の種類、其嗜好の要點、用途の如何は勿論各地に起る可き時々の流行、又その流行の沿革變遷を知らしむるが爲めに商品の陳列所を設るが如き其一法にして畢竟するに運輸交通の便を利用したるものなり竊に案ずるに歐洲諸國に於ても此制あること未だ久しからず去る千八百八十一年白耳義國の首府ブラッセルに於て一大完全の商品陳列所を設立し果して當業者の爲めに利する所大なりとの事實を證してより以來大陸諸國にても競ふて其例に傚ふもの多く今や佛、獨、白、墺、蘭、伊、葡及瑞典の八箇國にて已に其の數五十有餘に達し彼の着實を專として眞實に利益の所在を究めざれば容易に新規の制を採用せざる英國にても其効用を認め、委員を撰んで目下設立の準備中なりと云ふ國是を尙商と定めたる文明諸國に何れも道路、橋梁、鐵道、汽船、郵便、電信、銀行等の諸機關と共に商品陳列所の設置に重きを置くの事實窺ひ見る可し

我國に商品陳列所を設置するの必要を論じて我輩の之を世に質したるは已に久しき事にして啻に一再のみにあらざりしが當時政府の當局者も其所論に耳を傾け民間の有志者も亦これを贊成して已に東京府下に於ては設置のことに決し陳列品の用意、家屋の設計さへ相整ふに垂んとせし際不幸にして已み難き事情に遭ふて此計畫を中絕せしめ今に設立の運に至らざるは我輩の深く遺憾とする所なるに大坂府に於ては昨年來その計畫を確はし市會の決議を經て家屋も堂嶋濱通りに新築することゝ爲り、爾後陳列の募集、場內管理法の編成等百般の準備、漸く相整ふと共に工事も亦落成し本日の紙上に見ゆる如く明十五日を以ていよ〳〵開場の典を擧ぐるに至りしと云ふ我輩は宿論の始めて實地に行はるゝを見て心竊に滿足に堪へざるのみならず大坂市の官民が全國の商工業者に率先して日本第一の商品陳列所を設立し目出度茲に開場に至るの盛事を祝し東西南北商業の中心たる大坂商人の名に耻ぢざるを賞讃して止まざる者なり然りと雖も我輩は今日この盛事を祝すると共に更に大坂市民に向て希望する所のものある其次第は市民が莫大の私財を投じて辛苦設立したる此商品陳列所をして唯市區の一壯觀たるに止まらず實際に之を利用して其効用の著しきこと歐洲諸國文明の商賈社會に於ける陳列所の如くならしめんこと即ち是なり蓋し商工業者に於ける商品陳列所の設立は猶は工匠の利器を購ふたるに異ならず、之を實地に利用して器物を製作し精巧の妙技を顯はすに至りてこそ始めて利器の功用も顯はるゝことなれ若しも利器を購ふたるのみにて製作の利用なくんば器は有るも無きに異ならず唯高價なる一片の裝飾品たるのみ大坂の商工業者が陳列所を設立したるのみにて實際銘々の營業上に利用することなきに於ては其建築宏壯なるも其陳列品美麗なるも唯是れ一種天王寺の塔にして直接に商工の營業に緣なく徒に田舍漢の目を驚かすに足る可きのみ左れば我輩は大坂市民の天下に先ちて商品陳列所を設立したる以上は亦天下に先ちて之を利用するの實を示し始めあり終あるの名譽を全ふするの一義を忘れざらんことを祈るものなり

官報

朕金庫ヲシテ大藏省預金局ノ保管ニ屬スヘキ金錢及證劵ノ取扱ヲ爲サシムルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年十一月十二日

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二百七十三號

大藏大臣ハ各地金庫ヲシテ法律命令ニ依リ大藏省預金局ノ保管ニ屬スヘキ金錢及證劵ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

○大藏省令第三十三號

明治十八年(五月)布告第十三號預金規則及明治二十三年(八月)法律第七十五號ニ關スル預金取扱規程左ノ通相定メ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス

但明治十八年(六月)大藏省第八十八號告示預金取扱手續ハ本規程施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十三年十一月十三日 大藏大臣伯爵松方正義

預金取扱規程

第一條 預金ノ受渡ハ東京市內ハ大藏省預金局其他各地ハ本支金庫ニ於テ取扱フモノトス

第二條 預ケ金ヲナサントスルトキハ現金ニ第一號書式ノ拂込書及第二號書式ノ印鑑(各地ハ二枚ヲ要ス)ヲ添ヘ預金取扱所(東京市內ハ大藏省預金局其他各地ハ本支金庫ヲ云フ以下倣之)ヘ差出スヘシ但第二回以後ノ預ケ金ヲナサントスル場合ニハ印鑑ヲ要セス

第三條 預金取扱所ニ於テ現金ヲ領收シタルトキハ第三號書式ノ預金通帳ニ記入證印シ之ヲ預ケ人ヘ交附スヘシ

第四條 各地金庫ニ於テ取扱ヒタル預金ハ其報告ニ依リ大藏省預金局ノ帳簿ニ登記シ該局ヨリ預ケ人ヘ通知スヘシ

第五條 各地金庫ヘ預ケ金ヲナシタル後左ノ期限內ニ前條ノ通知ヲ受ケサルトキ又ハ受ケタルモ金員年月日ニ相違アルトキハ書面ヲ以テ直ニ大藏省預金局ヘ申出ヘシ

東京ヨリ 百里未滿 二十日
二百里未滿 三十日
二百里以外 四十日

第六條 預ケ金ヲ以テ公債證書ニ交換ヲ請ハントスルトキハ第四號書式ノ請求書ヲ其預ケ金ヲナシタル預金取扱所ヘ差出スヘシ

第七條 大藏省預金局ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケ其請求ニ應シタルトキハ請求書到達ノ日ヨリ五日(休日ヲ除ク)以內ニ時價ヲ以テ公債證書ヲ購入シ其額面金高記號番號購入代價及購入月日ヲ預ケ人ヘ通知スヘシ

第八條 預金制限超過額ヲ以テ大藏省預金局長公債證書ヲ購入スル場合ニ於テハ時價ヲ以テ之ヲ購入シ其額面金高記號番號購入代價及購入月日ヲ預ケ人ヘ通知スヘシ

第九條 預ケ人大藏省預金局ニ於テ直ニ取扱ヒタル預金ヲ以テ第七條又ハ第八條ニ依リ公債證書ヲ購入シタル通知ヲ受ケタルトキハ預金通帳ヲ差出シ購入代價ニ對スル預ケ金仕拂ノ記入證印ヲ受ケタル上第五號書式ノ領收證書ヲ差出シ該公債證書ヲ受取ルヘシ

第十條 預ケ人前條公債證書ノ保管ヲ請ハントスルトキハ第六號書式ノ請求書ヲ大藏省預金局ヘ差出スヘシ

第十一條 各地金庫ニ於テ取扱ヒタル預金ヲ以テ第七條又ハ第八條ニ依リ公債證書ヲ購入シタルトキハ大藏省預金局ニ於テ購入濟ヲ預ケ人ヘ通知スルト同時ニ第七號書式ノ假保管證書ヲ調製シ其金庫ヘ送付スヘシ

第十二條 預ケ人前條購入濟ノ通知ヲ受ケタルトキハ其金庫ヘ預金通帳ヲ差出シ購入代價ニ對スル預ケ金仕拂ノ記入證印ヲ受ケタル上假保管證書ヲ受取ルヘシ

第十三條 預ケ人第十一條ニ於ケル公債證書ノ交附ヲ請ハントスルトキハ第八號書式ノ請求書及假保管證書ニ式ノ如ク裏書ヲナシ之ヲ直ニ大藏省預金局ヘ差出スヘシ

第十四條 預ケ人第十一條ニ於ケル公債證書ノ保管ヲ請ハントスルトキハ第六號書式ノ請求書ニ假保管證書ヲ添ヘ(裏[illegible])大藏省預金局ヘ差出スヘシ

第十五條 大藏省預金局ニ於テ第十條又ハ第十四條ノ請求書ヲ受取リタルトキハ第九號書式ノ保管證書ヲ調製シ之ヲ預ケ人ヘ交付スヘシ

第十六條 預ケ金ノ拂戾ヲ要スルトキハ第十號書式ノ請求書ヲ其預ケ金ヲナシタル預金取扱所ヘ差出スヘシ

第十七條 預ケ人直ニ大藏省預金局ヘ前條請求書ヲ差出ス場合ニ於テハ預金通帳ニ金員ノ記載證印ヲ受ケ第十一號書式ノ領收證書ヲ差出シ現金ヲ受取ルヘシ

第十八條 各地金庫ニ於テ第十六條ノ請求書ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ大藏省預金局ヘ送付シ同局ニ於テ第十二號書式ノ拂戾證書ヲ調製シ之ヲ預ケ人ニ送付スヘシ

第十九條 預ケ人前條ノ拂戾證書ヲ受ケタルトキハ該證書ニ式ノ如ク記名調印ヲナシ預金通帳ヲ添ヘ其金庫ヘ差出シ通帳ニ金員ノ記載證印ヲ受ケ現金ヲ受取ルヘシ

第二十條 預ケ人大藏省預金局保管ニ係ル公債證書全部ノ受戾ヲ請ハントスルトキハ第十三號書式ノ請求書及保管證書ニ式ノ如ク裏書ヲナシ之ヲ大藏省預金局ヘ差出スヘシ

第二十一條 預ケ人大藏省預金局保管ニ係ル公債證書ノ內若干其他ノ一部分ノ受戾ヲ請ハントスル片ハ第十三號書式ノ請求書及第十四號書式ノ領收證書ニ保管證書ヲ添ヘ大藏省預金局ヘ差出スヘシ

大藏省預金局ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ保管證書ニ式ノ如ク裏書ヲナシ該公債證書ト共ニ返付スヘシ

第二十二條 大藏省預金局ニ於テ第十三條第二十條及第二十一條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ請求書到達ノ日ヨリ五日(休日ヲ除ク)以內ニ交附スヘシ但書留郵便其他運送會社便等ヲ以テ送致ヲ望ムモノアルトキハ預ケ人ノ危險ニテ之ヲ送致スヘシ

第二十三條 前條ノ送致費ハ送致請求人ノ負擔トシ書留郵便ヲ以テ送達スルモノハ相當ノ郵便切手ヲ前以テ大藏省預金局ヘ送付シ其他ノ方法ニヨルモノハ總送致費先拂ヲ以テ送致スヘシ

第二十四條 預金ノ利子ハ毎年三月末日ヲ期トシテ之ヲ計算シ其元金ニ組入ルヘシ

第二十五條 預ケ人ハ毎年六月預金通帳ヲ其預金取扱所ヘ差出シ前條利子ノ記入ヲ受クヘシ

第二十六條 元金ニ加ヘサル預ケ金ノ利子ハ預金ノ全額ヲ拂戾ストキニアラサレハ受取ルコトヲ得ス

第二十七條 預金ハ預ケ入タル月及拂戾ス月ハ其金額ニ利子ヲ附セス但各地ニ於テル拂戾ハ拂戾證書發附ノ月ヲ以テ拂戾ノ月トス

預金拾錢未滿ノ端金ニハ利子ヲ附セス

第二十八條 保管ニ係ル公債證書ノ利子ハ預金局長之ヲ受取リ其所有主ノ金ニ組入レ其旨通知スヘシ

第二十九條 預ケ人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ預金通帳ニ該通知書ヲ添ヘ其預金取扱所ヘ差出シ該金預ケ入ノ記入ヲ受クヘシ

第三十條 預ケ金全額ノ拂戾ヲ受ケタルトキハ預金通帳ヲ返付スヘシ

第三十一條 甲ノ預金取扱所ヨリ交附シタル通帳ヲ以テ乙ノ取扱所ニ於テ受渡ヲナサントスル片ハ第十五號書式ノ申込書及印鑑(各地ハ二枚ヲ要ス)ニ預金通帳ヲ添ヘ乙取扱所ヘ差出シ番記號ノ書替ヲ受クヘシ

第三十二條 預ケ金受渡ニ關シ調印ヲ要スル總テノ書類ニハ社寺教會社ニアリテハ其名稱ヲ記シ且押印ヲナシ其擔當者一名記名調印シ又共同ニ係ルモノハ其總代人二名記名調印スヘシ

第三十三條 前條受渡擔當者及總代人氏名變換又ハ解任セシトキハ其旨預金取扱所ヘ屆出ヘシ

第三十四條 預金受渡擔當者及總代人變更シタルトキハ前任者連署ノ屆書ニ後任者ノ印鑑(各地ハ二枚ヲ要ス)ヲ添ヘ預金取扱所ヘ差出スヘシ但前任者連署シ能ハサルトキハ證人ヲ立ツヘシ

附則

第三十五條 明治二十三年十二月三十一日ニ於ケル通常預ケ金ノ預ケ主ハ二十四年三月ニ於テ通帳ヲ其預リ所ヘ差出シ本年十二月迄ニ係ル利子ノ記入ヲ受クヘシ

第三十六條 明治二十三年十二月三十一日迄ニ預ケ入レタル定期預ケ金ハ其期限ニ至リ受取ルヘシ其期限內之ヲ引出スコトヲ得ス

第三十七條 明治二十三年十二月三十一日ニ於ケル現在ノ加印者ハ二十四年一月以降總代人ト見做スヘシ

第三十八條 明治二十三年十二月三十一日迄ニ交付シアル通帳ハ餘白ノ盡ルヲ俟テ引換フヘシ

(以下書式略ス)

雜報

○北米合衆國改正關稅規則 (昨日の續)

第九條 若し所有者、輸入商の受託者及代理人若くは其他の人に於て詐欺若くは虛僞の目錄、口供、書狀、書類を手段とし或は虛僞の中立(口上若くは筆記に係らず)を手段とし或は其術何事に限らず虛僞若くは詐欺の計略方法を手段として商品輸入の記入を爲し若くは之を爲さんと謀りたる者は該目錄、口供書狀書類若くは中立書 對し法律上得べき稅 り剝奪すべき故意の とせず依て該行爲怠慢 ときは該商品若くは 額を沒收すべし該沒 立若くは書類の關係 くは包の中に在る商 用すべし而して斯の えざる罰金を科し若 す或は裁判所の意見

第十條 北米合衆國の 鑑定官の事務を執る は其權力にある相當 は口供若くは費用の るに拘らず) 北米合 の重なる市場に於て 並寸尺、包の數及分量 評價するの職務ある

第十一條 輸入商品の 物品あり之に從價稅 一部に基き課稅すべ 解說せし市場現價格 鑑定官等若くは其一 の當時輸出國に於け て便利なる手段を用 物質製造の費用其他 を船積すべき有樣に つ斯く知得せし費用 爲すへし而して斯の て知得せし生產費用 は再評價に基き該商

第十二條 大統領は元 鑑定總官九人を撰任 千五百弗の給料を領 鑑定總官の內五人よ より撰任すへし 鑑定總官は商業、代言 而して其任に堪へさ 業を爲す等の事あれは すへし 鑑定總官は大藏卿に 配置せらるへし而して 執行し且大藏卿の指揮 商品へ科稅のため正 要なる如き評價及類別 鑑定總官の內三人は に日勤し大藏卿の指定 及合法の休日を除く 定する規則法式等に從 規則中には[illegible]列すへ 間及規則幷其處分等 港當直の鑑定總官事務

第十三條 鑑定官は已 官の報告を添削改正す 定官の設なき港に於て 商品の價格に附き其對 し 鑑定官を置かざる港に 價格に附きては稅金の 稅關官吏の請書を以 べし 稅關長若し輸入商品の 考するときは再評價を 定總官の一人をして之 入者、所有者、代理人若 し不服あるときは商品 要に應じたる後に右の 關長に告知すべし稅關 人に指圖して直に該商 商品課稅價格に對する 執る人の判決(之に對 受託者、若くは代理人